

下関市が耐震改修費用の一部を補助します

改修を行うには建築士による耐震診断が必要です。

対象はS56.5.31以前に着工した木造住宅です。

対象工事は上部構造評点1.0未満を1.0以上にあげる工事です。



【募集期間】

令和8年5月18日(月)～令和8年10月30日(金) **先着順**

※予算(4件程度)がなくなり次第、募集を終了します。

【下関市空き家バンク活用促進補助金との併用について】

併用可能です。併用することにより、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅も「下関市空き家バンク活用促進補助金」を申請することができます。

※ただし、経費が重なっている部分について二重の申請はできません。

【住宅リフォームに関する減税制度】

一定の要件を満たしていれば、住宅リフォームをすることで、「所得税の控除」や「固定資産税の減額」を受けることができます。詳しくは住宅リフォーム推進協議会のホームページ(<http://www.j-reform.com/>)等をご覧ください。

問合せ先・申請先 (下関市役所本庁舎3階C5窓口)

下関市都市整備部建築指導課 審査係

TEL:083-231-1380(直通)

受付時間:9時から16時30分(土日・祝祭日を除く)

1. 木造住宅耐震改修補助について

①対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅のうち在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下の木造住宅(店舗等を兼ねるものは店舗等部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものは可)

※土砂災害特別警戒区域内の住宅は対象外(土砂災害対策改修を実施したものは可)

②補助対象者 以下のすべてに該当する方

- ・下関市内に所在する木造住宅の所有者であって、現に居住しているもの又は年度内に居住を開始するもの。ただし、所有者が実施できない場合で、下関市が認めた場合は所有者以外の方も可
- ・下関市の市税の滞納がない方
- ・暴力団員でない又は暴力団及び暴力団員と密接な関係のない方(同居者を含む)

③対象の工事

一般診断法又は精密診断法に基づく耐震診断(※)により上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅を上部構造評点が1.0以上となるようにする耐震改修工事

※市が無料で行う無料耐震診断員派遣制度が活用できます(詳しくは建築指導課まで)

④補助金の額

費用の額に5分の4を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)かつ115万円以内

2. 申請書類について

①下関市住宅耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)

②住宅耐震化促進事業実施計画書(様式第2号)

③市税の滞納がないことを示す証明書

④対象住宅の所有者であることを証する書類(登記事項証明書等)

⑤対象住宅の建築確認年月日等が確認できる書類(確認済証の写し等)

※④の書類で確認できる場合は不要

⑥改修事業費の見積書(内訳、見積者の名称・代表者・所在地を記載)(写し可)

⑦住民票の写し等住宅に居住していることがわかる書類※申請者が居住している場合

⑧返信用封筒(住所・氏名記載、110円切手を貼付)

⑨耐震診断の結果報告書(写し可)

⑩耐震補強後の設計上部構造評点を確認する補強計画書(写し可)

⑪耐震補強工事の内容が分かる図面

⑫対象住宅の外観写真(東西南北の4面)

3. 申請の流れについて

